

平成26年度 製品安全対策優良企業表彰について



1. 表彰事業の概要
2. 企業4部門の審査
 - ① 審査の流れ、審査基準
 - ② 一次審査について
 - ③ 二次審査について
3. 特別賞の募集・審査
4. 応募企業の声と応募・受賞のメリット
5. スケジュール等

2014年6月
製品安全対策優良企業表彰 事務局

1. 表彰事業の概要

製品安全対策優良企業表彰とは？

製品安全

消費者行動

- ◆安全な製品を購入する
- ◆正しく安全に使用する
- ◆自主的にリコール情報を入手する／リコールに応じる

企業の取り組み

- ◆安全な製品を製造・販売する
- ◆消費者に安全に使用してもらう
- ◆問題が判明した際、リコール等を速やかに行う
- ◆製品安全文化を醸成する 等



「製品安全」に積極的に取り組んでいる企業を表彰³

審査のポイント(何を審査するか？)

製品安全を確保するための体制を審査するとともに、特に優れた**取組**に重点を置いて審査します。



社内のルールや仕組みの元で、**実際に行われている取組**を重要視します。



製品自体の安全性を評価するものではありません。

審査委員の共通認識

- 人が作る以上、事故はゼロにならない
(人は必ずミスをする)
- 事故が起きた後に、消費者の立場に立って、
真摯にスピーディーに対応することが大切



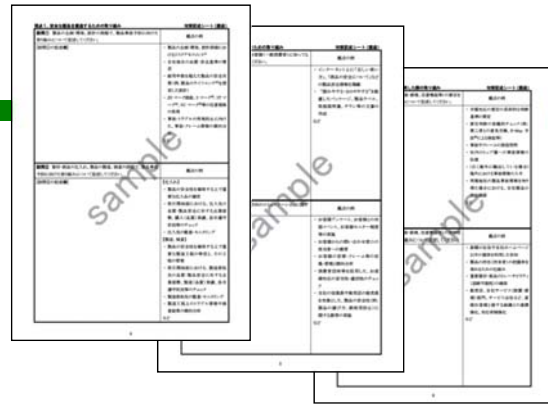
過去の製品事故やリコールなどの有無は問いません。
事故やトラブルの経験を糧に、どのように取組を改善したか、
どのように体制を整備しているかなどを確認します。

2. 企業4部門の審査

① 審査の流れ、審査基準

審査の流れ

一次審査アンケート



二次審査（プレゼンテーション）の様子



Webエントリー



一次審査



✓書類審査

二次審査



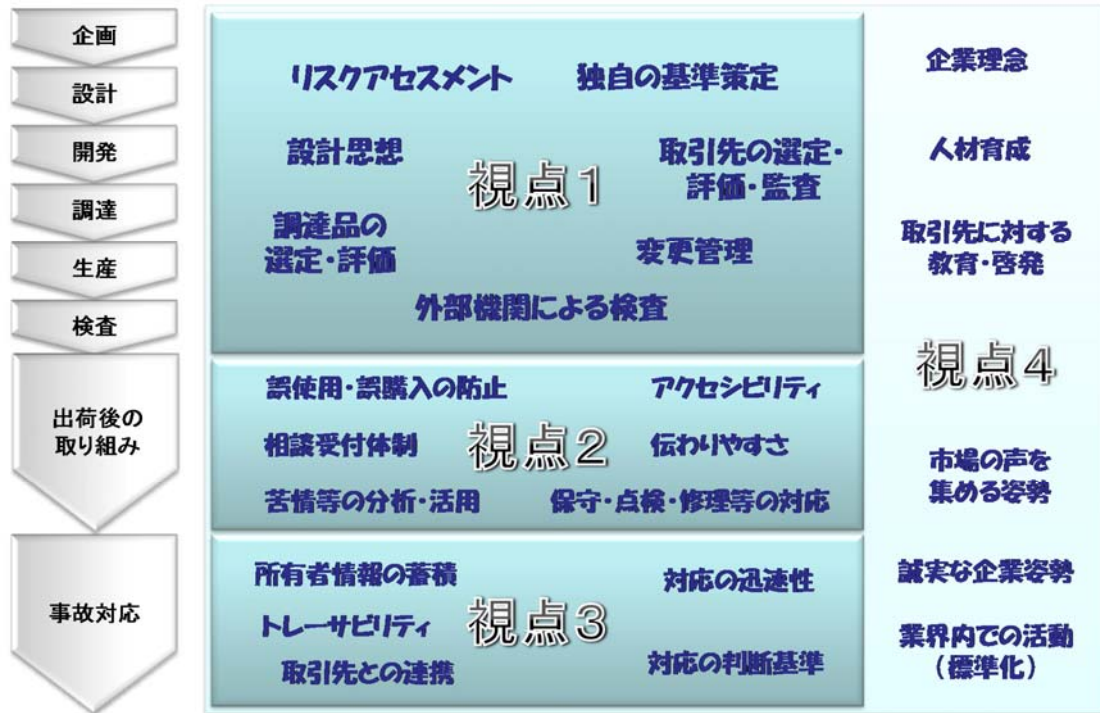
✓プレゼンテーション
✓現地調査

受賞企業候補選出

審査基準 - 4つの視点 -

	製造・輸入 事業者部門	小売販売 事業者部門
視点 1	安全な製品を製造するための 取り組み	安全な製品を仕入れ・販売するための 取り組み
視点 2	製品を安全に使用してもらうための 取り組み	製品を安全に使用してもらうための 取り組み
視点 3	出荷後に安全上の問題が判明した際の 取り組み	事故やリコール等が起きた際の 取り組み
視点 4	製品安全文化構築への取り組み	製品安全文化構築への取り組み

審査基準と業務プロセスの関係イメージ (製造・輸入 事業者部門)



審査基準と業務プロセスの関係イメージ (小売販売 事業者部門)



審査基準 -4つの視点- 観点の例、取組事例

一次審査アンケート(製品安全活動記述シート)の
＜参考＞「観点の例(大企業部門)」「取組事例(中小企業部門)」は
設問の回答を記載する際のヒントにして下さい。

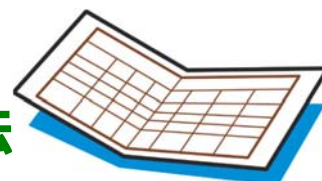
視点1. 安全な製品を製造するための取組	活動記述シート
設問① 製品の企画・開発、設計の段階で、製品事故予防に向けた取組について記述してください。 [設問①の記述欄]	＜参考＞ 取組事例 <ul style="list-style-type: none">・製品の使われ方などを調査し、製品に潜在するリスクの洗い出しに努めている。・洗い出したリスクの大きさを評価し、その評価結果に応じたリスク低減対策を講じている。・製品の安全確保のために重要な設計項目について、独自の安全基準を定めている。・JIS マーク認証、S マーク^①、ST マーク^②、SG マーク^③等の任意規格の認証を取得している。 など

11

審査基準



一次審査、二次審査の評価方法



1.「4つの視点」に関する取組水準が
総合的に優れている企業

2.「4つの視点」**いずれかにおいて**卓越した
取組を行っている企業



総合評価結果に関わらず、取組の先進性、積極性、意欲性等の観点で優れた企業を選出します。

12

2. 企業4部門の審査

②一次審査について

一次審査の内容 製品安全活動記述シート

<大企業 製造事業者部門の例>

審査基準の「4つの視点」	対応する設問
1. 安全な製品を製造するための 取り組み	①②⑧
2. 製品を安全に使用してもらうための 取り組み	③④⑧
3. 出荷後に安全上の問題が判明した 際の取り組み	⑤⑥⑧
4. 製品安全文化構築への取り組み	⑦⑧



取り組んでいることを網羅的に記載してください。

※直近3年間(平成23年4月1日～)の取組を記載

一次審査の内容

記述内容に関連する資料の提出

設問①～⑧の記述内容に関して、
特にアピールしたい取組に関する資料を**任意**で提出可能

<注意点>

- ・各設問につき1つ(1種類)まで
- ・社外向け(公表している)**情報**に限る



- Web上に公開している情報
- パンフレット
- チラシ
- 社外向けレポート・冊子
- 製品の取扱説明書 など

15

2. 企業4部門の審査

③二次審査について

二次審査 プレゼンテーション審査



《発表依頼内容（一部抜粋）》

プレゼンテーションでは、特にアピールしたい取組、活動、仕組み、工夫点などについて、具体的な内容を交えてご発表いただきますようお願いいたします。

プレゼンテーションの内容は、審査基準の“4つの視点”に沿って構成してください。

《時間》 発表：15～20分、質疑応答：15～20分

（中小企業向け）ご要望に応じて、

- プレゼンテーションの構成に関するアドバイスや、PCでの資料作成など、事務局がサポートします。
- インターネット電話サービス等を利用した遠隔での審査を受け付けます。

17

プレゼンテーション後について

必要に応じて、

- ◆ 一次審査の「製品安全活動記述シート」の記述内容
- ◆ プレゼンテーションの内容

について、追加のヒアリングや現地調査を実施します。

18

表彰内容、募集対象



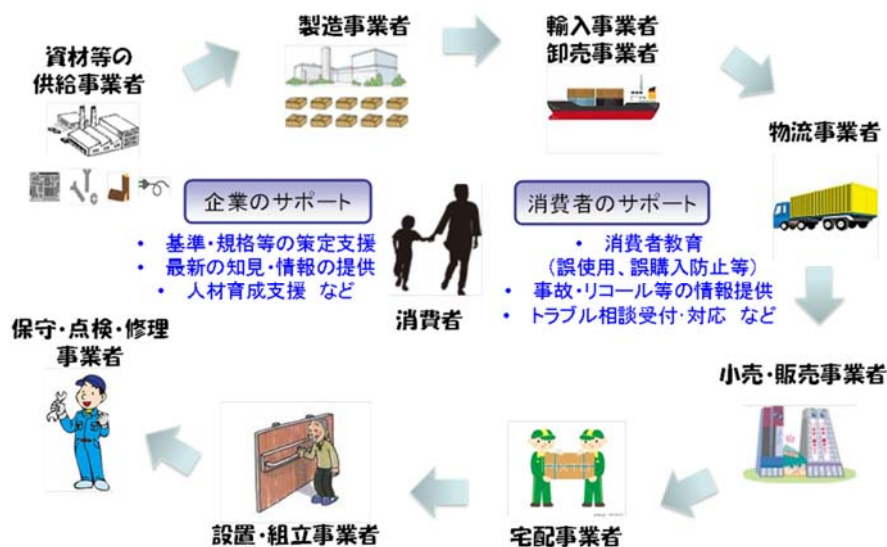
部門	表彰内容
大企業 製造・輸入事業者部門	4つの部門それぞれにおいて、 ・ 経済産業大臣賞:最大1社 ・ 商務流通保安審議官賞:最大2社 ・ 優良賞:数社
中小企業 製造・輸入事業者部門	
大企業 小売販売事業者部門	
中小企業 小売販売事業者部門	

消費生活用製品の最終製品を製造・輸入・販売する事業者

- **みなし大企業**は、大企業 各部門への応募となります
- **最終製品(完成品)を取り扱う事業者**が対象です
- 製造・輸入・小売の事業を重複して行っている場合は、主たる事業に応募して下さい
- 過去の重大製品事故やリコールなどの有無は**問いません**
- 消費生活用製品を取り扱う**事業部門単独での応募も可能です**

3. 特別賞の募集、審査

特別賞の設立目的



企業4部門に限らず、社会の製品安全文化の定着に寄与している団体・企業を表彰

21

募集対象

団体:

- 消費生活用製品に関連した事業や消費者の安全確保に資するサービス(消費者向け・事業者向け)などを提供する財団法人、社団法人、NPO法人、学校法人、研究会、グループなど
- 法人格の有無は問いません

企業:

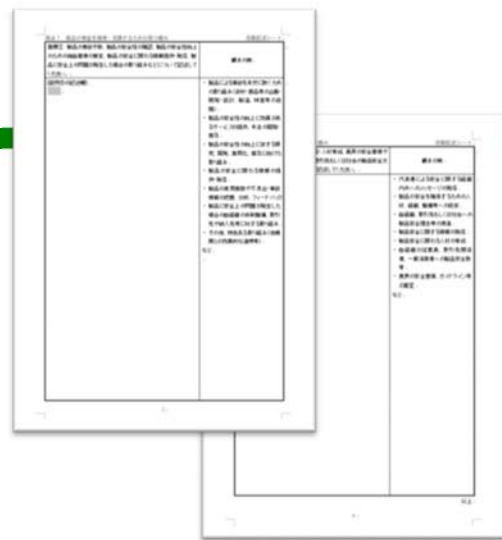
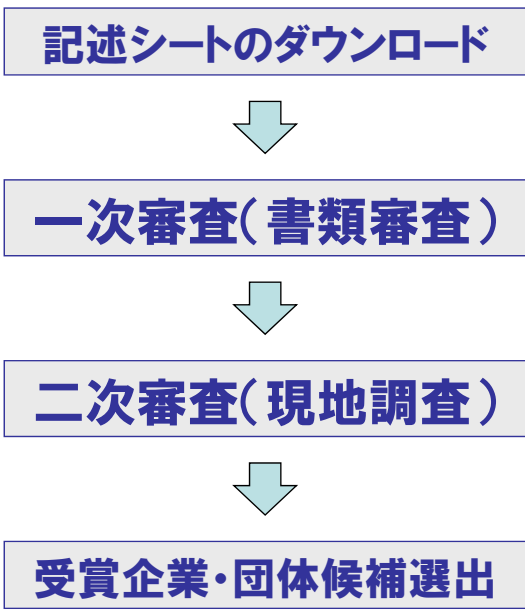
- 消費生活用製品の部品・素材等を供給する事業者
- 消費生活用製品の加工、施工、配送を行う事業者
- 消費生活用製品に関する消費者の安全確保に資するサービスを提供する事業者など
- 事業者の規模は問いません

22

審査基準 -2つの視点-

<p>視点1</p>	<p>製品の安全を確保・支援するための取り組み</p> <p>製品の事故予防、製品の安全性の確認、製品の安全性向上のための独自基準の策定、製品の安全に関わる情報提供・発信、製品に安全上の問題が発生した場合の取り組みなど、製品の安全を確保または取引先等における製品安全対策を支援するための取り組みを評価します。</p>
<p>視点2</p>	<p>製品安全文化構築への取り組み</p> <p>製品安全に関する情報発信・人材育成、業界の安全基準やガイドライン等の策定など、自組織、取引先もしくは社会の製品安全文化の構築に向けた取り組みを評価します。</p>

審査の流れ



詳しくはHPにて

4. 応募企業の声と 応募・受賞のメリット

応募・審査に関する声

応募～審査を通じた感想

- 4つの視点に沿って自社の取組を整理することで、課題や足りないことが抽出できた。
- どのような資料を準備すればよいか戸惑ったが、準備の過程で自社の取組が整理できた。
- ヒアリングを受け、自社の強み・弱みがよく分かった。今後の活動に役に立つと感じた。

審査結果のフィードバックについて



- 客観的な指摘を受け、今後の課題の優先順位付けが明確になった。
- 「評価された点」、「足りない点」の両方についてコメントがあり、社内での取組に繋げやすい。
- 今後の製品安全活動の大きな励みになった。
- コメントを元に、リスクアセスメントの仕組みを新たに導入した。

応募・受賞のメリット

受賞したことによるビジネス面でのメリット

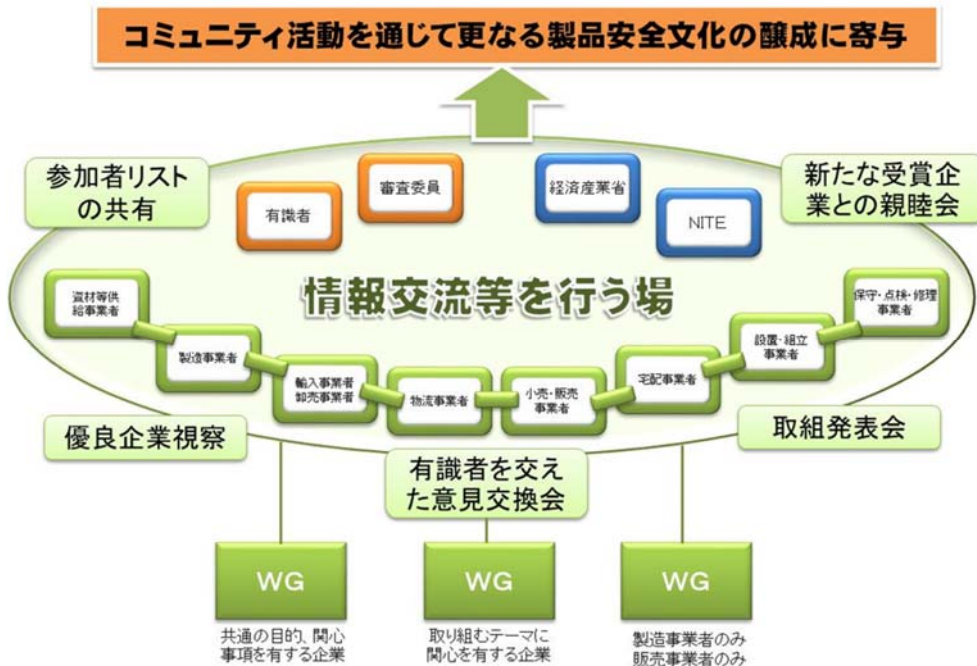
- メディアの取材を受け、企業の認知度・イメージの向上に役立った。
- 営業ツールとして活用し、お客様に安心いただけたことで、受注獲得に寄与した。
- 取引先の金融機関に安心していただけた。

受賞したことによる取組・体制面でのメリット

- 調達先、委託先などとの一層の協力体制を築くことができた。
- 品質・製品安全に関して、異業種での情報交換を行う機会が増加した。
- 全社的に安全なものづくりをする意識が高まった。
- 社員が誇りを持って受賞結果を外部に紹介するなど、社員の活気が高まった。
- 他部門への横展開が加速化した。
- 自社の目指す方向性が明確になった。

27

製品安全優良企業コミュニティ(仮称)を通じた情報交流



28

ロゴマークの活用



「製品安全対策ゴールド企業マーク」の創設



「経済産業省」の付記

5. スケジュール等

スケジュール

- 7月22日(火) … 応募締め切り
- 7月下旬～8月上旬 … 一次審査(アンケートの審査)
- 9月上旬～10月上旬 … 二次審査(プレゼンテーション、
現地調査等)
- 10月中旬～10月下旬 … 受賞企業・団体候補の決定
- 11月中旬 … 受賞企業・団体の公表
- 11月20日(木) … 表彰式の開催(於 東京)

※プレゼンテーション審査および表彰式の際の交通費は、応募企業負担となります。 31

皆様のご応募 お待ちしております！



製品安全対策優良企業表彰 事務局
03-5288-6583(東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 内)